

新年度が始まる前に要確認!

自転車の交通違反に交通反則通告制度(青切符)が導入されます



【問い合わせ】新館市民生活総合相談センター(☎41-3551)



4月1日から道路交通法が改正され、自転車の交通違反に反則金制度が導入されます。対象は、交通事故の原因となるような悪質・危険な違反をした16歳以上の運転者です。16歳未満には、原則指導警告が行われます。なお、飲酒運転やあおり運転、携帯電話使用(ながらスマホ)などの重大な違反や、違反で事故を起こした場合は、これまでどおり裁判などの刑事手続きの対象となります。



4月1日から交通反則通告制度が適用になる主な自転車の交通違反と反則金

違反内容	反則金の目安
携帯電話使用(ながらスマホ)	12,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反(逆走・歩道通行など)	6,000円
一時不停止	5,000円
無灯火	5,000円
傘さし運転	5,000円
並走	3,000円

※この他にも、反則金の対象となるものがあります

もっと詳しく自転車の交通違反について知りたい人は

岩手県警察のYouTubeチャンネルなどで自転車の交通違反行為について学ぶことができます。

▶違反行為を動画で解説「自転車安全講座」(YouTube岩手県警察公式チャンネル)



▶自転車ルールブック(岩手県警察ホームページ)



刑事手続きになる重大な自転車の交通違反と処分内容

違反内容	処分内容
酒酔い運転	5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金
あおり運転	3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金
携帯電話使用(ながらスマホ) ※悪質・危険な場合	1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

改めて交通ルールを確認!

自転車は通勤や通学などによく使われ、重要な交通手段の一つです。常に安全運転を心掛け、適切に利用しましょう。

自転車安全利用のポイント

- 原則、車道(左側)走行。自転車の通行が可能な歩道を走行する場合は、歩行者を優先
- 交差点では減速し左右確認するなど安全を確かめる
- 夜間はライトを点灯する
- 飲酒運転は絶対にしない
- ヘルメットを着用する

自転車乗車中の事故で亡くなった人の約5割が、頭部を負傷しています。

1世帯当たり1万3千円を給付 価格高騰に対して支援します

【問い合わせ・申請】新館地域福祉課 (〒025-8601花城町9-30 ☎41-3572)

市では、住民税非課税世帯などを対象に価格高騰対応緊急支援給付金を給付します。申請が必要な人は、期限までに手続きをお願いします。

なお、給付金の振り込みには申請後、3~4週間程度かかります。



■対象

令和8年1月1日時点で本市の住民基本台帳に登録されていて、世帯全員が令和7年度の住民税非課税者または均等割のみ課税者で構成されている世帯

■給付額

1世帯当たり1万3千円

■申請期限

5月29日(金)※当日消印有効



▲市ホームページ

■対象世帯ごとの申請方法

対象の詳細	申請	申請方法
令和7年度給付金(*)を世帯主が受給し、世帯主に変更のない世帯	不要	手続き不要です。対象世帯へは3月下旬ごろから順次、通知します。
令和7年度給付金(*)の給付を受けた世帯で、世帯主が転居などで変更となった世帯	必要	対象世帯へは3月下旬ごろから順次、通知します。申請書に必要書類を添付の上、郵送により申請をお願いします。
令和7年1月2日~令和8年1月1日の間に、本市へ転入した人がいる世帯		
令和7年度住民税申告を行っていない人がいる世帯 ※申告し、対象になることを確認する必要があります		申請書に必要書類を添付の上、郵送により申請をお願いします。申請書は市ホームページに掲載しているほか、新館地域福祉課、各総合支所健康福祉係にあります。

*令和7年度花巻市原油価格・物価高騰対策緊急支援給付金(1世帯当たり7千円)

事業の継続を支援! 運送事業者、運転代行業者へ支援を行っています



市では、物価高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業者、自動車運転代行業者へ交付金を交付し、事業の継続を支援しています。



■申請方法

申請書に必要書類を添付の上、本館商工労政課へ

※申請書など詳しくは、市ホームページをご覧ください



【問い合わせ・申請】本館商工労政課 (〒025-8601花城町9-30 ☎41-3536)

■対象事業者

市内に本社、営業所などを有する貨物自動車運送事業者、自動車運転代行業者

■対象車両

申請日時点で保有する、岩手ナンバーの運送事業用自動車(軽貨物自動車を含む※被けん引車は対象外)、随伴用自動車

■交付額

- 運送事業用自動車…1台につき1万6千円
- 随伴用自動車…1台につき3万円

■申請期限

5月29日(金)※必着

県でも貨物自動車運送事業者を対象とした同様の支援を行っています。

詳しくは岩手県トラック協会のホームページをご確認ください

※自動車運転代行業者は対象外です

